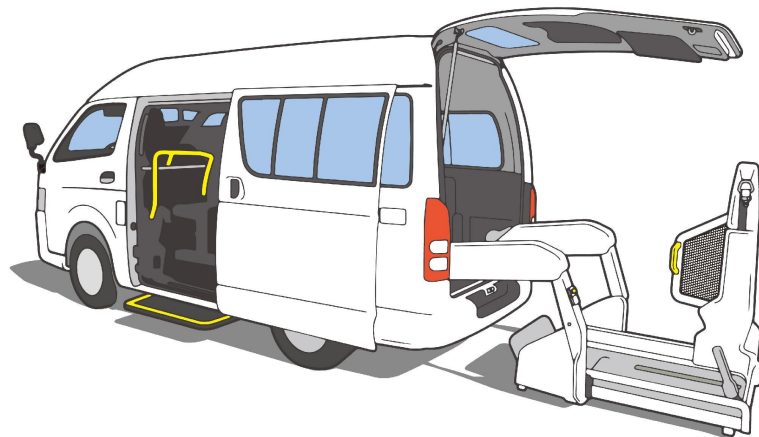


一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)

介護タクシー事業開業までの流れ



合同会社まるごと


(長野県東御市本海野1052番地1)

本資料は、合同会社まるごとの経験と2025年末時点での情報に基づき、介護タクシー事業の概要理解と開業に向けた参考資料として作成したものです。

実際の開業にあたっては、最新情報を踏まえ、関係機関との相談を行いながら準備を進めていただくようお願いします。

全体フロー(概要)

開業まで概ね3～6か月の期間を要することが想定されます。

- 
1. 事業構想
 - ・必要となる4要件 (人的要件、物的要件、資金要件、運営体制要件)
 2. 事前相談(運輸支局)
 3. 許可申請書類の準備、申請
 4. 審査(運輸支局)、法令試験受験
 5. 許可取得、運賃設定認可申請
 6. 運賃認可(運輸支局)
 7. 営業開始
 8. 運輸開始届

1. 事業構想



- **事業形態**：一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）

※注意事項：介護保険との関係

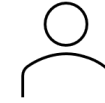
- ・介護保険を用いた移動支援は、訪問介護等の介護サービスとして提供されるものであり、タクシー運賃自体が介護保険給付の対象とはならない。
- 本資料では、一般的な介護保険対象外の介護タクシーの開業までを説明する

※対象となる旅客の範囲：身体障害者手帳の交付、要介護要支援認定を受けている者
単独で公共交通機関を利用することが困難な者

- **個人／法人**：個人事業主、もしくは、法人を選択

- ・個人事業主としても許可取得可能
- ・法人格の種類は問われず、営利法人でも可能（株式会社など）

必要要件1 人的要件



以下の区分でのスタッフが必要となる。

• 運転者

- 必要資格: 普通自動車第二種運転免許
- 推奨資格: 介護職員初任者研修

北陸信越運輸局管内では全て兼務にて、1人から申請可能。
選任・兼任可否、資格要否は、車両数・体制により取扱いが異なるため、運輸支局へ事前確認する。

• 運行管理責任者

- 必要資格: 運行管理者
例外: 車両4台以下の場合においては資格を要しない
※北陸信越管内では運転者と兼任可能

• 整備管理責任者

- 必要資格: 自動車整備士 三級以上
例外: 車両4台以下の場合においては資格を要しない
※北陸信越管内ではどのポジションとも兼任可能

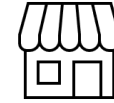
• 指導主任者

- 必要資格: なし
※北陸信越管内ではどのポジションとも兼任可能(運転者以外が望ましい)

• 苦情処理責任者

- 必要資格: なし
※北陸信越管内ではどのポジションとも兼任可能

必要要件2 物的要件



以下の施設、設備、車両が必要となる。

営業所

- 建築基準法、都市計画法、農地法、消防法の基準を満たしていること
- 自宅を営業所とすることも可能(上記要件を満たす場合) 賃貸では使用権限が必要
- 建築年が非常に古い(昭和25年以前など)場合、専門家他との相談の上、現行法との適合の事前確認を行う

休憩施設及び仮眠施設

- 原則として営業所内に設置
注意事項: 休憩スペースが確保されていれば、仮眠施設までは必須ではない

車庫

- 原則として営業所に併設
例外: 営業所から半径2km以内に設置可
- 前面道路への接道が2m、前面道路幅(車幅×2)+0.5m以上が必要

車両

- 1台以上の福祉車両もしくは、それ以外のセダン型等
 - 基本的には福祉自動車を用意
 - セダン型等を使う場合はドライバーが介護職員初任者研修を修了している必要あり
 - 登録は経営許可取得後

必要要件3 資金要件



以下の資金が必要となる。

1. 初期費用

- 車両取得費: 中古車両購入の場合、100～300万円程度
→リース契約により、初期費用を減らすことが可能(月額3～5万円程度)
- その他: 福祉車両への改造費やタクシーメーター取り付け費(20万円程度)など
※運賃設定申請が時間制運賃のみの場合、タクシーメーターは必須ではない

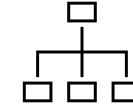
2. 半年分の運転資金

- 家賃、保険、人件費、車両費、一般管理費など

3. 1と2を合わせて、初期費用(主に自動車調達費)+150万円が目安

- 上記金額以上の口座残高が必要: 残高証明書を提出する(申請時と法令試験合格時)
- 融資について、金融機関は許可業への融資には営業許可を受けている証明(許可書)を求めることが多く、経営許可申請の際は利用が難しい

必要要件4 運営体制



事業の適正な実施及び法令遵守を確保するため、運輸支局の指導に基づき以下の規定、体制を整備する。

1. 運行管理規程

- 道路運送法・関係省令に基づき策定
- 雛形が運輸局から公開されている

2. 点検・整備管理体制

- 日常点検・定期点検の実施
- 整備管理責任者による管理

3. 指導監督体制

- 運転者指導要領の整備
- 定期的な安全指導の実施

4. 苦情処理体制

- 苦情受付・記録・再発防止、事故発生時の対応手順

5. 運行・点検・指導等に係る記録の作成及び保存体制

2. 運輸支局への事前相談



1. 管轄運輸支局へ事前相談

- 北陸信越運輸局では輸送・監査部門が担当部署

2. 申請書類を準備後、改めて相談する

- 管轄運輸局から経営許可申請書を取得(ホームページ上で公開)し、記入

3. 申請内容の事前確認

- 不明な点は前もって書き出しておく

4. 必要書類・留意点の整理

- 申請書に付属するチェックリストで確認
- 指摘事項の訂正、修正を行う

3.許可申請書類の準備、申請



管理運輸支局へ「一般乗用旅客自動車運送事業経営許可申請書」を提出

- ・上記書類は運輸支局ホームページ上で公開されている
- ・以下の書類を添付
 - 法人もしくは個人関係書類
 - 人員関係書類
 - 施設関係書類
 - 車両関係書類
 - 資金関係書類
 - 事業計画関係書類
 - 法令遵守に関する宣誓書類
- ・申請書に付属のチェックリストに沿って準備、確認し、申請

4. 審査・法令試験



1. 運輸支局へ申請書提出

- ・書類審査、必要に応じ運輸局担当官による現地確認が実施される
- ・審査期間:概ね2~3か月

2. 法令試験の受験

- ・運送事業を行う上で必要な法令知識があるかを確認する
 - ※法令試験が免除されている地域もある(関東運輸局管内など)
- ・受験者:申請者本人(法人では担当役員1名)
- ・開催場所:各地運輸局 本局
 - ・北陸信越運輸局の場合、本局は新潟県新潟市
 - ・自動車六法等のテキスト持ち込みが可能
- ・合格基準: 正答率80%以上(出題数30問中24問以上の正解)

※法令試験に合格しない限り、許可取得、認可取得の審査は進まない

5. 許可取得・運賃設定認可申請



許可取得後、運輸開始前に以下の手続きを行う。

1. 登録免許税の納付

- ・30,000円を期日までに納付し、領収書を貼った用紙を本局へ郵送する

2. 運賃設定認可申請

- ・営業区域で定められた運賃パターンを選ぶ

→基本的には、自動認可運賃を基本的に選択する(次ページに記載)

※自動認可運賃以外を選択した場合、原価計算書類等を準備し個別審査となるが、適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを証明できるだけの書類を準備する必要があるため、初めての許可取得の際には現実的ではない。

3. 社会保険等の加入

- ・労災保険、雇用保険、健康保険・厚生年金保険等へ加入し、加入したことを証する書類を保存する

4. 運転者の適性診断及び健康診断の受診 (運輸開始までに)

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 NASVAにおいて適性診断(初任診断または適齢診断)を受診
- ・民間の医療機関で健康診断を受診

※注意事項: 許可後1年以内に運輸を開始することが必要

6. 運賃認可(長野県の例)

*北陸信越運輸局 公示第16号(令和7年11月21日改訂)より抜粋

長野地区(旧長野県A地区)自動認可運賃・料金表

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制運賃及び待料金
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.18km 950円	148 m 100円	0分 55秒 100円	
B運賃	1.18km 940円	150 m 100円	0分 55秒 100円	
C運賃	1.18km 930円	151 m 100円	0分 55秒 100円	
D運賃	1.18km 920円	153 m 100円	1分 0秒 100円	
E運賃	1.18km 910円	155 m 100円	1分 0秒 100円	
下限運賃	1.18km 900円	158 m 100円	1分 0秒 100円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	6,200円
B運賃	30分	6,100円
C運賃	30分	6,050円
D運賃	30分	6,000円
E運賃	30分	5,900円
下限運賃	30分	5,850円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制運賃及び待料金
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.18km 880円	129 m 100円	0分 50秒 100円	
B運賃	1.18km 870円	130 m 100円	0分 50秒 100円	
C運賃	1.18km 860円	132 m 100円	0分 50秒 100円	
D運賃	1.18km 850円	134 m 100円	0分 50秒 100円	
E運賃	1.18km 840円	135 m 100円	0分 50秒 100円	
下限運賃	1.18km 830円	137 m 100円	0分 50秒 100円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	5,950円
B運賃	30分	5,850円
C運賃	30分	5,800円
D運賃	30分	5,700円
E運賃	30分	5,650円
下限運賃	30分	5,600円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制運賃及び待料金
	初乗運賃	加算運賃		
上限運賃	1.18km 700円	215 m 100円	1分 20秒 100円	
B運賃	1.18km 690円	218 m 100円	1分 20秒 100円	
C運賃	1.18km 680円	221 m 100円	1分 20秒 100円	
D運賃	1.18km 670円	225 m 100円	1分 25秒 100円	
下限運賃	1.18km 660円	228 m 100円	1分 25秒 100円	

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,300円
B運賃	30分	4,200円
C運賃	30分	4,150円
D運賃	30分	4,100円
下限運賃	30分	4,050円

長野地区(旧長野県B地区)自動認可運賃・料金表

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.19km 910円	138 m 100円	0分 50秒 100円
B運賃	1.19km 900円	140 m 100円	0分 55秒 100円
C運賃	1.19km 890円	141 m 100円	0分 55秒 100円
D運賃	1.19km 880円	143 m 100円	0分 55秒 100円
E運賃	1.19km 870円	144 m 100円	0分 55秒 100円
F運賃	1.19km 860円	146 m 100円	0分 55秒 100円
下限運賃	1.19km 850円	148 m 100円	0分 55秒 100円

時間制運賃		
上限運賃	30分	5,800円
B運賃	30分	5,700円
C運賃	30分	5,650円
D運賃	30分	5,600円
E運賃	30分	5,500円
F運賃	30分	5,450円
下限運賃	30分	5,400円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.19km 840円	139 m 100円	0分 50秒 100円
B運賃	1.19km 830円	141 m 100円	0分 55秒 100円
C運賃	1.19km 820円	142 m 100円	0分 55秒 100円
D運賃	1.19km 810円	144 m 100円	0分 55秒 100円
E運賃	1.19km 800円	146 m 100円	0分 55秒 100円
F運賃	1.19km 790円	148 m 100円	0分 55秒 100円
下限運賃	1.19km 780円	150 m 100円	0分 55秒 100円

時間制運賃		
上限運賃	30分	5,750円
B運賃	30分	5,650円
C運賃	30分	5,600円
D運賃	30分	5,500円
E運賃	30分	5,450円
F運賃	30分	5,400円
下限運賃	30分	5,300円

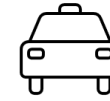
③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.19km 700円	229 m 100円	1分 25秒 100円
B運賃	1.19km 690円	232 m 100円	1分 25秒 100円
C運賃	1.19km 680円	236 m 100円	1分 25秒 100円
D運賃	1.19km 670円	239 m 100円	1分 30秒 100円
E運賃	1.19km 660円	243 m 100円	1分 30秒 100円
下限運賃	1.19km 650円	247 m 100円	1分 30秒 100円

時間制運賃		
上限運賃	30分	4,100円
B運賃	30分	4,000円
C運賃	30分	3,950円
D運賃	30分	3,900円
E運賃	30分	3,850円
下限運賃	30分	3,800円

ハイエース福祉車両は大型車、軽福祉車両は普通車に分類され、この運賃範囲内であれば個別審査なしで速やかに認可される。

7. 営業開始



1. 車両の登録 事業用ナンバー取得

- 事業用連絡書の発行、車両登録
→ 経営許可を取得後、車両登録が可能になる
- 任意保険加入
- 車両整備(タクシーメーターなど)
- 車内表示装置、車体表示・車内掲示を準備
→ 車両には指定の表示を行う必要がある

2. 事業用賠償責任保険加入 (推奨)

- 乗車時以外の事故(転倒、破損等)に備える

3. 営業開始

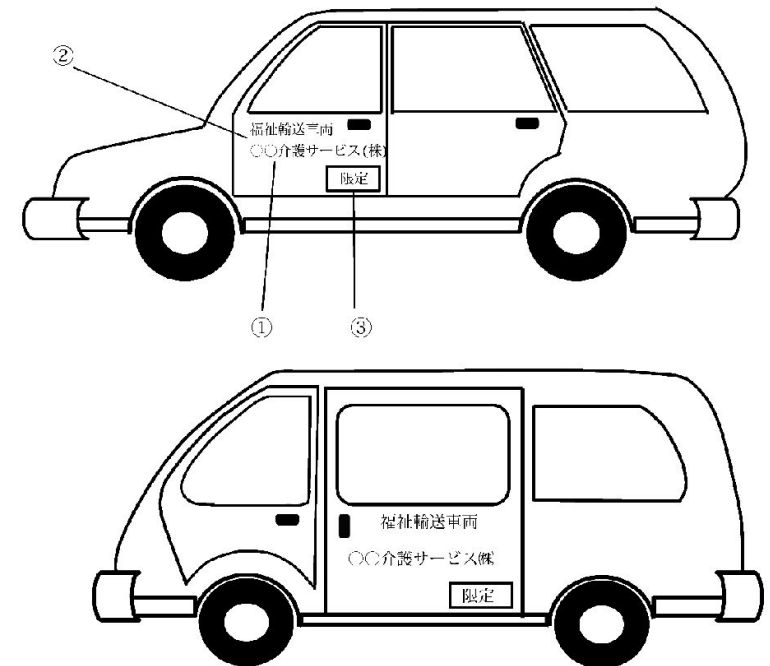
- 車両準備が整い次第、運輸開始可能

	軽自動車	登録自動車
家用	山形 599° ろ・8 88	秋田 399° さ・・ 88
事業用	福島 499° ろ 46-49	岩手 599° あ 46-49

出典: JAFホームページ

別表3 福祉輸送自動車の表示例

横



*北陸信越運輸局 公示第 125号より

8.運輸開始届



運輸開始後、「運輸開始届」を速やかに提出する。

「添付書類」

・**車両の確認書類**

自動車検査証の写し
任意保険証書の写し

・**写真**

営業所(全景、運賃料金表と運送約款の掲示状況)
車庫(全景、道路出入口付近、点検整備施設)
事業用車両(前後・側面 ナンバー及び車体表示が確認できること)
休憩仮眠施設 (全景)

・**加入証明(法人の場合)**

健康保険・厚生年金保険
労災保険・雇用保険